

嘉島町立小中学校学習用タブレット端末（iPad セルラーモデル）調達業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業の実施効果を最大限に高めるため、受託者が有する企画提案及び業務遂行能力等の専門性の高いスキル等を活用することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務内容

(1) 業務名

嘉島町立小中学校学習用タブレット端末（iPad セルラーモデル）調達業務

(2) 業務内容

別添「嘉島町立小中学校学習用タブレット端末（iPad セルラーモデル）調達業務仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 14 年 3 月 31 日

① 環境構築・端末納入期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日

② 運用期間：令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日

(4) 提案限度額：397,925,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※別添「令和 8 年度嘉島町立小中学校学習用タブレット端末（iPad セルラーモデル）調達業務仕様書」の「7 調達方法及び要件等」及び「8 端末要件及び機能要件」に記載されている内容を踏まえて提案を行うこと。

3 受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

4 受託者の要件

次に掲げる条件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限日から選定結果の通知の日までの間において、嘉島町から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 本業務の公募開始日から遡って 5 年以内に、国又は地方公共団体等において、同

- 種・同規模（1,000 台以上）の学習用端末の導入実績を有すること。
- （6）リース及びレンタル契約が可能なものであること。

5 参加表明書の提出

公募への参加を希望する者は、提出書類を作成し、提出すること。

（1）提出書類

- ・参加表明書（様式 1）
- ・会社概要及び業務体制がわかる書類（任意様式）
- ・同種業務の受注実績を記載した書類（任意様式）
※受注元の自治体名、業務内容、受注年度を記載すること。
- ・税に関して未納・滞納のないことを証する証明書（国税および地方税）
※直近年度のもので発行から 3 か月以内の原本
※令和 7・8 年度嘉島町競争入札参加資格審査申請を行っている者は提出不要
- ・法人の登記簿謄本
※直近年度のもので発行から 3 か月以内の原本
※令和 7・8 年度嘉島町競争入札参加資格審査申請を行っている者は提出不要

（2）提出部数

各 1 部

（3）提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は必着とする）

（4）提出期間

令和 8 年 5 月 8 日（金）～令和 8 年 5 月 25 日（月）

※持参の場合は、土・日・祝を除く 9 時から 17 時まで

※郵送の場合は必着とする

（5）提出先

「14 問い合わせ・提出先」のとおり

（6）参加資格確認通知

参加資格要件に該当することが確認できた者に対し、令和 8 年 5 月 25 日（月）までに電子メールで通知する。

6 質問の受付及び回答

本実施要領および仕様書の内容に不明な点等がある場合は、質問書（任意様式）を電子メールで提出すること。

（1）受付期間

令和 8 年 5 月 8 日（金）～令和 8 年 5 月 14 日（木）17 時まで

（2）提出先

「14 問い合わせ・提出先」のとおり

(3) 質問に対する回答

令和8年5月20日(水)までに質問者に回答する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出部数

5部(正本1部、副本4部)

(2) 提出書類

- ・企画提案書提出届(任意様式様式2) ※R8.5.13訂正
- ・企画提案書(任意様式) 仕様書及び後記「8(2)審査基準」の内容を参考に作成すること。
- ・業務実績調書(任意様式) 同種業務の自治体からの受注実績を記載すること。
- ・業務実施体制調書(任意様式) 本業務を担当する管理責任者及び予定スタッフ全員について、実務経験年数や類似業務従事実績、他業務との兼務状況等も併せて記載すること。
- ・業務スケジュール表(任意様式)
- ・見積書(任意様式) 見積総額(消費税及び地方消費税を含む)のほか、業務別の積算内訳を記載すること。

(3) 提出方法

前記「5(3)提出方法」のとおり

(4) 提出期間

令和8年5月27日(水)～令和8年6月5日(金) 17時必着

(5) 提出先

「14 問い合わせ・提出先」のとおり

8 審査の実施

(1) プレゼンテーションの実施

①実施日(予定)

令和8年6月12日(金)

※具体的な日程や時間等は提案者数により決定するため詳細は後日連絡する。

②実施場所(予定)

嘉島町民会館内会議室

③プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーション30分以内 質疑応答15分程度

(2) 審査方法

企画提案書およびプレゼンテーションの内容に基づき、別表の審査項目・評価基準に基

づき、複数の審査員による審査を行い、合計点数が配点の6割以上の評価を受け、かつ最上位の得点者を受託候補者として選定する。

(3) 結果通知

プレゼンテーションに参加した者に対し、選定結果を書面で通知する。

9 契約

契約内容は、企画提案書等に基づき改めて町と受託候補者が協議を行い、協議が整った場合に受託候補者と契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。

10 契約書の作成

契約書については、町と受託候補者が協議して作成する。

11 契約保証金

契約保証金については、町と受託候補者が協議して決定する。

12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出期限までに参加表明書等または企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- (5) 参加表明手続を行った後、プレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（任意様式）を提出すること。

13 スケジュール（予定）

実施要領等の公表：令和8年5月7日（木）

質問書の提出期限：令和8年5月14日（木）17時まで

質問書への回答：令和8年5月20日（水）予定

参加表明書の提出期限：令和8年5月25日（月）17時まで

企画提案書の提出期限：令和8年6月5日（金）17時まで

プレゼンテーション・審査会：令和8年6月12日（金）予定

審査結果の通知：令和8年6月19日（金）予定

14 問い合わせ・提出先

〒861-3106

熊本県上益城郡嘉島町大字上島 545 番地
 嘉島町教育委員会 学校教育課学校教育係
 TEL：096-237-0937
 FAX：096-237-
 E-Mail：gakkou@town.kashima.kumamoto.jp
 担当者：吉田秀一

別表

審査項目・評価基準

番号	項目	評価基準	配点
1	実績	GIGA スクール構想における全国での端末納入実績および県内での端末納品実績を評価する。	15
2	実施方針	プロジェクトの遂行管理方法、リスク管理、品質管理計画を評価する。	5
3	スケジュール	納期を含めたプロジェクトスケジュールが計画的かを評価する。	10
4	業務実行体制	プロジェクトの体制およびメーカーとの連携等のプロジェクトを完遂する上でのステークホルダー全体の体制が整備されているか評価する。	5
5		プロジェクトに関与するプロジェクトマネージャおよび技術者の経験、資格、過去の実績を評価する。	5
6	端末	仕様書に記載された端末の仕様を満たし、かつ、利用者にとって有益な対案内容になっているか評価する。	15
7	付属品	仕様書に記載された付属品の提案が仕様書を満たしているか評価する。 また、仕様書に記載は無いが利用者にとって、有益な機能等の提案内容があれば評価する。	10
8	導入方法	仕様書に記載された内容がキittingとして網羅されているか評価する。 また、教育委員会および利用者の作業負担を軽減する提案内容があれば評価する。	10
9		搬入・設置方法が仕様書に記載された内容を網羅しているか評価する。 また、教育委員会および利用者の作業負担を軽減	5

		する提案内容があれば評価する。	
10	端末処分・回収	端末処分・回収に関する提案があり、かつ、文部科学省の「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再利用又は再資源化）等について」に則っているかを評価する。また、無償で実施できる範囲と有償で実施できる範囲で優れた提案内容があれば評価する。	5
11	価格	基本パッケージ（端末本体、キーボード/カバー、タッチペン、MDM）に加えて、設計・設置の価格を評価する。	20
12	保守・保証	保守・保証の内容が仕様書の内容を満たしているのか評価する。 また、教育委員会および利用者の作業負担を軽減する提案内容があれば評価する。	10
13	モバイル通信	回線が要件を満たしているか。 対象施設及びその周辺において、安定した通信を提供できることの事前確認の計画と、安定した通信が提供できない場合の具体的な方法、計画が示されているか。	5
14		通信不具合時の対応方法が具体的に提示されているか。 学校等対象施設から通信不具合について申告があった場合の対応方法が具体的に提示されているか。 児童生徒の自宅においての対応方法が具体的に提示されているか。	5
15		通信容量の要件を満たしているか。 既定の要領を超えた場合の対応について、具体的に示されているか。 容量の設定について、必要十分な容量かの根拠が示されているか。	5
16	追加提案	児童生徒にとって教育的効果が高いサービスを評価する。	10
		その他、事業者が有益と思われる提案実施した場合に評価する。	10
			150

